

## 投資信託積立クレジットカード決済約款 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>(本約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様が株式会社SBI証券(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託受益証券(以下「投資信託」といいます。)の積立買付サービス(以下「投信積立」といいます。)のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済(以下「本サービス」といいます。)に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>3 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の買付金額の総額は<u>10万円</u>を限度とし、かつ、支払回数は1回払いのみに限定され、クレジットカード決済後の信用販売の種類の変更はできません。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>第10条 次の次号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ お客様の本サービスの利用がお客様ご自身により行われていないと当社が判断し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑦ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑧ お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑨ お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が株式会社SBI証券(以下「当社」といいます。)との間で契約する投資信託受益証券(以下「投資信託」といいます。)の積立買付サービス(以下「投信積立」といいます。)のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済(以下「本サービス」といいます。)に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>3 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の買付金額の総額は<u>5万円</u>を限度とし、かつ、支払回数は1回払いのみに限定され、クレジットカード決済後の信用販売の種類の変更はできません。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>第10条 次の次号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ お客様の本サービスの利用がお客様ご自身により行われていないと当社が判断し、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧ お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合</p> <p>⑨ お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、<u>またはこれらに類するやむを得ない事由により</u>当社がお客様に解約を申し出た場合</p>

<p>⑩ (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に規定する <u>NISA (特定累積投資勘定)</u> による公募株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p> <p>3 お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うものとします。</p> <p>4 <u>本約款</u>に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「投資信託積立約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。</p> <p>第13条 <u>本約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2024年4月)</p>	<p>⑩ (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に規定する <u>つみたてNISA (累積投資勘定)</u> による公募株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。</p> <p>3 お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うものとします。</p> <p>4 <u>この約款</u>に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「投資信託積立約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。</p> <p>第13条 <u>この約款</u>は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2021年6月)</p>
--	--

以上